

令和7年度版

甲州市障害者福祉のしおり



甲州市福祉事務所

目 次

1. 障害程度別該当制度一覧表.....	3
2. 各種手帳について.....	6
3. 手当・年金について.....	8
・ 特別障害者手当.....	8
・ 障害児福祉手当.....	8
・ 特別児童扶養手当.....	9
・ 甲州市重度障害児福祉手当.....	9
・ 甲州市障害児福祉年金.....	10
・ 障害者扶養共済制度.....	10
4. 医療費について.....	11
・ 重度心身障害者医療費助成（マル障）.....	11
・ 自立支援医療（更生医療）.....	11
・ 自立支援医療（育成医療）.....	11
・ 自立支援医療（精神通院）.....	11
5. 補装具および日常生活用具について.....	12
・ 補装具費の支給.....	12
・ 日常生活用具の給付.....	12
6. 住宅改修について.....	16
・ 住宅改修費の給付（居宅生活動作補助用具）.....	16
・ 山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金.....	16
7. 交通機関の割引等について.....	17
・ JR 旅客運賃の割引.....	17
・ 国内航空運賃の割引.....	17
・ 県内乗合バス運賃の割引.....	18
・ 市民バス料金の割引.....	18
・ 市民バス料金の免除.....	18
・ タクシー料金の割引.....	19
・ タクシー料金の助成.....	19
・ 有料道路通行料金の割引.....	20
・ 駐車禁止の除外.....	20
・ やまなし思いやりパーキング制度.....	21
8. 税の減免等について.....	22
・ 所得税・市県民税の所得控除.....	22
・ 市県民税の非課税.....	22
・ 自動車税・自動車取得税の減免.....	22
9. その他の福祉制度について.....	24
・ 自動車燃料費の助成.....	24

• 介助用自動車購入の助成	24
• 自動車改造費の助成.....	24
• 自動車運転免許取得費の助成.....	25
• NHK 放送受信料の減免.....	25
• 避難行動要支援者名簿への登録.....	25
10. 介護給付・訓練等給付および障害児通所支援について.....	26
• サービスの種類・内容.....	26
11. 地域生活支援について	27
• 訪問入浴サービス.....	27
• 日中一時支援・移動支援	27
• コミュニケーション支援	27
12. 市内・県内施設のサービスについて.....	28
• 市内施設	28
甲州市交流保養センター『大菩薩の湯』	28
やまと天目山温泉	28
勝沼ぶどうの丘『天空の湯』	28
勝沼健康福祉センター	28
甘草屋敷.....	28
宮光園	29
塩山 B&G 海洋センター	29
勝沼 B&G 海洋センター	29
• 県内施設	29
山梨県立美術館・文学館・科学館・博物館・考古博物館	29
小瀬スポーツ公園.....	29
山梨県森林公園 金川の森.....	29

1. 障害程度別該当制度一覧表

※ ○印はおおむね該当、△印は一部該当
 (年齢や所得などで制限がある場合があります)
 詳しくは掲載ページをご覧ください。

		手当・年金					医療		補装具・日具			
		特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	甲州市重度障害児福祉手当	甲州市障害児福祉年金	障害基礎年金	重度医療	自立支援医療	補装具	日常生活用具	
掲 載 ペ ー ジ		8	8	9	9	10	一	11	11	12	12	
身 体 障 害 者 手 帳	肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	国 民 年 金	○	○	△	△	
		2		△	○	○		○	○	○	△	△
		3			○	○		○		○	△	△
		4			△			○		○	△	△
		5						○		○	△	△
		6						○		○	△	△
	視 覚 障 害	1	△	○	○	○	法 施 行 令 の 障 害 等 級 表 に よ る	○	○	△	△	
		2		△	○	○		○	○	○	△	△
		3			○	○		○	○	○	△	△
		4			△			○		○	△	△
		5						○		○	△	△
		6						○		○	△	△
	平 衡 機 能 障 害 聴覚または	2		△	○	○	障 害 等 級 表 に よ る	○	○	△	△	
		3			○	○		○	○	○	△	△
		4			△			○		○	△	△
		5						○		○	△	△
	そ の 他 の 障 害 音声言語	3			○	○	障 害 等 級 表 に よ る	○	○	△	△	
		4			△			○		○	△	△
		5						○		○	△	△
	内 部 障 害	1	△	○	○	○	障 害 等 級 表 に よ る	○	○		△	
		2		△	○	○		○	○	○		△
		3			○	○		○	○	○		△
		4			△			○		○		△
	療 育 手 帳		A		○	○	障 害 等 級 表 に よ る	○				
		B		△	△	○						
		1		△	○	○		○	△			
精 神 保 健 福 祉 手 帳		2		△	○	○		○	△			
		3			△		○		△			

			住宅改修		交通機関の割引等								
			住宅改修費の給付	居室整備費補助金	J R 運賃の割引	航空運賃の割引	バス料金の割引	※市民バス料金無料	タクシー料金の割引	タクシー料金の助成	有料道路の割引	駐車禁止の除外	思いやりパーキング
掲載ページ			16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21
身体障害者手帳	肢体不自由	1	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		2	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	○
		3	△		○	○	○	○	○		△	△	△
		4			○	○	○		○		△	△	△
		5			○	○	○		○		△		△
		6			○	○	○		○		△		△
	視覚障害	1			○	○	○	○	○	△	△	○	○
		2			○	○	○	○	○	△	△	○	○
		3			○	○	○	○	○		△	○	○
		4			○	○	○		○		△	△	○
		5			○	○	○		○		△		
		6			○	○	○		○		△		
	聴覚または 平衡機能障害	2			○	○	○	○	○	△	△	○	○
		3			○	○	○	○	○		△	○	○
		4			○	○	○		○		△		△
		5			○	○	○		○		△		△
		6			○	○	○		○		△		
					○	○	○		○		△		
	音声言語 「えしゃく」	3			○	○	○	○	○		△		
		4			○	○	○		○		△		
		5			○	○	○		○		△		
	内部障害	1			○	○	○	○	○	△	△	○	○
		2			○	○	○	○	○	△	△	○	○
		3			○	○	○	○	○		△	○	○
4				○	○	○		○		△		○	
療育手帳	A			○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	B			○	○	○		○					
精神保健 福祉手帳	1			○	○	○	○				○	○	
	2			△	○	○	○						
	3			△	○	○							

※事前に「無料乗車証」の申請が必要です。

		税金		その他				市内の施設等			県内の施設等			
		所得税・市県民税の控除・減免	自動車税・自動車取得税の減免	自動車燃料費の助成	自動車改造費等の助成	NHK受信料の減免	避難行動要支援者名簿への登録	コミュニケーション支援	市内の温泉利用料免除	市内福祉センター・甘藷敷利用料免除	宮光園・海洋センター利用料免除	県立の美術館等入場無料	小瀬スポーツ公園利用料無料 (アイスアリーナ・プール)	金川の森利用料無料 (ターゲットバードゴルフ場)
掲載ページ		22	22	24	24	25	25	27	28	28	29	29	29	29
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○	△	△	△	○		○	○	○	○	○
		2	○	○	△	△	△	○		○	○	○	○	○
		3	○	○		(△)	△	△			○	○	○	○
		4	○	△		(△)	△	△			○	○	○	○
		5	○	△			△	△			○	○	○	○
		6	○	△			△	△			○	○	○	○
	視覚障害	1	○	○	△		△	○		○	○	○	○	○
		2	○	○	△		△	○		○	○	○	○	○
		3	○	○			△	△			○	○	○	○
		4	○	○			△	△			○	○	○	○
		5	○				△	△			○	○	○	○
		6	○				△	△			○	○	○	○
	聴覚または 平衡機能障害	2	○	○	△		△	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○			△	△	○		○	○	○	○
		4	○				△	△	○		○	○	○	○
		5	○				△	△	○		○	○	○	○
		6	○				△	△	○		○	○	○	○
		音声言語 の障害	3	○	△			△	△	○		○	○	○
	4		○				△	△	○		○	○	○	○
	5		○				△	△	○		○	○	○	○
内部障害	1	○	○	△		△	○		○	○	○	○	○	
	2	○	○	△		△	○		○	○	○	○	○	
	3	○	○			△	△			○	○	○	○	
	4	○				△	△			○	○	○	○	
療育手帳	A	○	○	△		△	○			○	○	○	○	
	B	○				△	△			○	○	○	○	
精神保健 福祉手帳	1	○	△			△	○			○	○	○	○	
	2	○				△	○			○	○	○	○	
	3	○				△	△			○	○	○	○	

2. 各種手帳について

【身体障害者手帳】

身体障害者(児)に交付されます。障害の程度によって1級から7級まであります。障害の程度等級や部位によって、受けられるサービスが異なります。

- 【対象】
- ① 視覚障害(1～6級)
 - ② 聴覚障害(2, 3, 4, 6級)
 - ③ 平衡機能障害(3, 5級)
 - ④ 音声機能・言語。そしゃく機能障害(3, 4級)
 - ⑤ 肢体不自由(上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害)(1～7級)
 - ⑥ 心臓機能障害(1, 3, 4級)
 - ⑦ 腎臓機能障害(1, 3, 4級)
 - ⑧ 呼吸器機能障害(1, 3, 4級)
 - ⑨ ぼうこう又は直腸機能障害(1, 3, 4級)
 - ⑩ 小腸機能障害(1, 3, 4級)
 - ⑪ 免疫機能障害(1～4級)
 - ⑫ 肝臓機能障害(1～4級)

【手続】

手続の種類		診断書	写真	手帳	備考
初めて交付申請するとき		○	2枚		申請から 1～2ヵ月後 手帳発行
再交付申請	障害の程度が変わったとき	○	1枚	○	
	障害が追加になったとき	○	1枚	○	
	手帳の再認定	○	1枚	○	
	手帳を紛失したとき		1枚		
	手帳を破損したとき		1枚	○	
変更届	住所が変わったとき			○	窓口で手帳に加筆訂正
	氏名が変わったとき			○	
返還	紛失していた旧手帳を発見した			○	手帳回収
	死亡・障害に該当しなくなった			○	

※診断書は障害部位における所定のもので、県の指定医師が作成したもので、発行されてから3ヵ月以内のもの。

※写真はタテ4cm×ヨコ3cmで、上半身、一年以内に撮影したもの。

【各種手帳申請窓口】

福祉総合支援課 障害福祉担当
(または 各支所 市民福祉・地域担当)

☎ 32-5067



【療育手帳】

概ね18歳までの間に、知的発達に遅れや障害が生じ、かつ、現在も知的能力の障害のため、生活に様々なハンディを抱えている方が対象となる手帳です。障害の程度によって A-1 から B-2 まであります。障害の程度等級によって、受けられるサービスが異なります。

【手続】

手続の種類		写真	手帳	備考
初めて交付申請するとき		1枚		申請し、 1～2ヵ月後 手帳発行
県外から転入をしたとき		1枚	○	
再認定申請		1枚	○	
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚		
	手帳を破損したとき	1枚	○	
	手帳の記載がいっぱいになったとき	1枚	○	
変更届	手帳の写真を変更するとき	1枚	○	窓口で手帳に加筆訂正
	県内で住所が変わったとき		○	
	氏名が変わったとき		○	
返還	保護者情報が変わったとき		○	手帳回収
	紛失していた旧手帳を発見した		○	
	県外へ転出するとき		○	
死亡・障害に該当しなくなった			○	

※写真はタテ4cm×ヨコ3cmで、脱帽、上半身、一年以内に撮影したもの。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害で長期にわたり日常生活に困難が生じている方が対象となる手帳です。障害の程度によって1級から3級まであります。障害の程度等級によって、受けられるサービスが異なります。

【手続】

手続の種類		診断書	写真	手帳	備考
初めて交付申請するとき		○	1枚		申請から 2～3ヵ月後 手帳発行
県外から転入をしたとき			1枚	○	
再認定申請		○	1枚	○	
再交付	手帳を紛失したとき		1枚		
	手帳を破損したとき		1枚	○	
変更届	県内で住所が変わったとき			○	窓口で手帳に加筆訂正
	氏名が変わったとき			○	
返還	紛失していた旧手帳を発見した			○	手帳回収
	県外へ転出するとき			○	
	死亡・障害に該当しなくなった			○	

※写真はタテ4cm×ヨコ3cmで、脱帽、上半身、一年以内に撮影したもの。

3. 手当・年金について

○特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神の障害が、重複または著しく重度の状態にあるため、日常生活において常に特別な介護が必要な方に支給されます。

【対象】

在宅で重度の障害が重複している等により、特別な介護を常時必要とする方

【制限】

- ・福祉施設等に入所している場合
- ・病院等に3ヵ月を超えて入院している場合
- ・世帯の前年の所得が一定額以上の場合

【支給月額】 年4回（5・8・11・2月に振込）


29,590円

【手続】

- ・障害者手帳（もしくは特別障害者手当認定診断書）
- ・本人名義の預金通帳
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・障害年金受給者は証書等（受給額の確認できるもの）

【窓口】

福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当）

 32-5067

○障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神の障害が重度の状態にあるため、日常生活において常に介護が必要な方に支給されます。

【対象】

在宅で重度の障害があるため、常時介護を必要とする方

【制限】

- ・児童福祉施設等に入所している場合
- ・障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合
- ・世帯の前年の所得が一定額以上の場合

【支給月額】 年4回（5・8・11・2月に振込）


16,100円

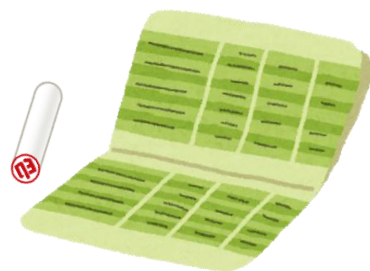
【手続】

- ・障害者手帳（もしくは障害児福祉手当認定診断書）
- ・本人名義の預金通帳
- ・マイナンバーがわかるもの

【窓口】

福祉総合支援課 障害福祉担当
（または 各支所 市民福祉・地域担当）

 32-5067



○特別児童扶養手当

20歳未満の、身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護・養育している父母等に支給されます。

【対象】（障害児の障害等級）

手当1級（重度障害児）： 身体障害者手帳 1級・2級、3級の一部
療育手帳の A
同程度の障害のある児童（診断書が必要）

手当2級（中度障害児）： 身体障害者手帳 3級・4級の一部
療育手帳の B（診断書が必要）
同程度の障害のある児童（診断書が必要）

【制限】

- ・対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ・対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合
- ・対象児童、手当を受けようとする請求者（父母または養育者）が日本国内に住所がない場合
- ・請求者またはその配偶者及び同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

【支給月額】 年3回（4・8・11月に振込）

1級： 56,800円

2級： 37,830円

【手続】

- ・障害者手帳（もしくは特別児童扶養手当認定診断書）
- ・対象児童および請求者の戸籍謄(抄)本
- ・請求者名義の預金通帳
- ・対象児童および請求者のマイナンバーがわかるもの

【窓口】

福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○甲州市重度障害児福祉手当

20歳未満の、身体または精神に障害のある児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

【対象】（障害児の障害等級）

身体障害者手帳 1～3級
療育手帳 A-1～B-1
精神障害者保健福祉手帳 1、2級

【制限】

- ・対象児童または保護者が他の市町村に居住した場合
- ・保護者またはその配偶者及び同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

【支給月額】 年3回（7・11・3月に振込）

3,000円

【手続】

- ・障害者手帳
- ・保護者名義の預金通帳
- ・保護者のマイナンバーがわかるもの

【窓口】

福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○甲州市障害児福祉年金

20歳未満の、身体または精神に障害のある児童を家庭で養育している保護者に年1回支給されます。

【対象】（障害児の障害等級等）

7月1日の基準日に障害児の年齢が20歳未満であること

- ① 身体障害者手帳 1～4級
療育手帳 A-1～B-1
精神障害者保健福祉手帳 1、2級
- ② どれか手帳を持っている

【制限】

- ・対象児童または保護者が他の市町村に居住した場合
- ・保護者またはその配偶者及び同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

【支給月額】 年1回（7月に振込）

- ① 10,000円
- ② 5,000円

【手続】

- ・障害者手帳
- ・保護者名義の預金通帳
- ・保護者のマイナンバーがわかるもの

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○障害者扶養共済制度

障害児(者)の将来に対し、保護者のいなく不安の軽減を図ることを目的とした制度。

保護者が毎月一定の掛金を納入し、万一のことがあった場合に残された障害児(者)に終身年金が支給されます。

【保護者の要件】

- ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ・障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

【対象】（障害児(者)の障害等級等）

身体障害者手帳 1～3級
療育手帳を所持
精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記障害と同程度と認められる方

【掛金】

1口あたり月額 9,300円～23,300円（加入者の年齢に応じて金額が異なります）

【給付金】

加入者が死亡または重度障害の状態になったとき 1口あたり月20,000円の年金支給
障害児(者)が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金を支給

【手続】

- ・加入申込書
- ・住民票（保護者、障害児(者)）
- ・申込者告知書 ※申込者の健康状態を告知する書類
- ・障害者手帳等障害程度証明書
- ・年金管理者指定届出書 ※障害児(者)が年金を管理することが困難なとき

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

4. 医療について

○重度心身障害者医療費助成（マル障）

保険診療のうち自己負担分に係る医療費を助成する制度です。

【対象】（障害児(者)の障害等級等）

- ・身体障害者手帳（1～3級）
- ・療育手帳（A）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1、2級）
- ・特別児童扶養手当対象児
- ・障害基礎年金（1、2級）

【制限】 世帯の前年の所得が一定額以上の場合

【手続】

- ・障害者手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書のいずれか
- ・本人名義の預金通帳
- ・健康保険の内容がわかるもの
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・印鑑

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳に記載された障害について、治療によって障害の軽減が見込まれるときに、必要な医療費の一部を公費で負担します。

【対象】

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、判定により更生医療の必要性が認められた方（角膜移植術、関節形成術、心臓手術、人工透析療法、外耳形成術など）

【手続】

- ・身体障害者手帳
- ・指定医療機関の意見書または同意書
- ・健康保険の内容がわかるもの
- ・特定疾病療養受療証（人工透析療法の方のみ）
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・障害年金受給者は証書等（受給額の確認できるもの）



○自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対し、早い時期の治療により、その能力と機能を持たせるために必要な医療費の一部を公費で負担します。

【対象】

18歳未満の児童（手術日が18歳の誕生日よりも前であること）で、身体に機能障害があり、手術等により確実な効果が期待される方

【手続】

- ・健康保険の内容がわかるもの
- ・指定医療機関の意見書
- ・マイナンバーがわかるもの

○自立支援医療（精神通院医療）

精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者の通院医療に係る医療費の一部を公費で負担します。

【対象】

精神障害により通院治療を受けている方

【手続】

- ・健康保険の内容がわかるもの
- ・診断書（更新時は必要ない場合もあります）
- ・障害年金受給者は証書等（受給額の確認できるもの）
- ・マイナンバーがわかるもの

※ 自立支援医療の自己負担

自立支援医療の助成により、医療費（保険診療）の自己負担は原則1割となります。ただし、「世帯」の所得や疾病等に応じて、負担上限月額が設定されています。

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

5. 補装具および日常生活用具について

○補装具費の支給

身体障害者(児)の身体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために必要な補装具の購入、修理または借受けに係る費用を助成します。

＜補装具の種類＞

障害名	種 目
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置

【対 象】

該当する部位の身体障害者手帳を持っている方

【制 限】

- ・介護保険で給付を受けられる種目は介護保険制度の利用が優先
- ・障害者本人または世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合の対象外

【負 担】

補装具にはそれぞれに基準額があり、原則として自己負担は費用の1割（負担上限月額37,200円）住民税非課税世帯の場合、自己負担は無し

【手 続】

補装具費の支給を受けるには、あらかじめ申請が必要です。必ず購入・修理の前にご相談ください。また、一部の補装具を除いて山梨県障害者相談所の要否判定を受ける必要があります。※補装具の種目によって、必要書類および手続きが異なります。

- ・身体障害者手帳
- ・意見書 等

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067



○日常生活用具の給付

在宅の障害者(児)の日常生活の不便を改善するため、用具が給付されます。※詳細は次頁

【制 限】

- ・病院へ入院または施設に入所している場合（ストーマ装具、紙おむつ等は除く）
- ・介護保険制度の利用が優先
- ・障害者本人または世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合の対象外

【負 担】

用具にはそれぞれに基準額があり、原則として自己負担は費用の1割（負担上限月額37,200円）住民税非課税世帯の場合、自己負担は無し

【手 続】

用具の給付を受けるには、あらかじめ申請が必要です。必ず購入の前にご相談ください。

- ・障害者手帳
- ・用具の見積書（用具のパンフレット等）

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

<日常生活用具の種類>

※種目についての詳細は、お問い合わせください

	種 目	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台(者のみ)	・下肢または体幹機能障害 2 級以上 ・難病患者等で寝たぎりの状態にある者	166,320 円	8 年
	特殊マット	・下肢または体幹機能障害 2 級以上 ・重度または最重度の知的障害者 ・難病患者等または小児慢性特定疾病児童で寝たぎりの状態にある者	21,170 円～	5 年
	特殊尿器	・下肢または体幹機能障害 1 級の常時介護を要する、原則学齢児以上の者 ・難病患者等または小児慢性特定疾病児童であって自力で排尿できない者	72,360 円～	5 年
	入浴担架	・下肢または体幹機能障害 2 級以上で、他人の介助を要する者	82,400 円	5 年
	体位変換器	・下肢または体幹機能障害 2 級以上で、他人の介助を要する者 ・難病患者等または小児慢性特定疾病児童で寝たぎりの状態にある者	16,200 円～	5 年
	移動用リフト	・下肢または体幹機能障害 2 級以上で原則 3 歳以上の者 ・難病患者等であって下肢または体幹機能障害を有する者	159,000 円	4 年
	訓練いす(児のみ)	下肢または体幹機能障害 1 級で、原則 3 歳以上の者	33,100 円	5 年
	車いす	小児慢性特定疾病児童で、下肢が不自由な者	77,440 円	6 年
	訓練用ベッド	・下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則学齢児以上の者 ・難病患者等であって下肢または体幹機能障害を有する者	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害または難病患者等であって、入浴に他人の介助を要する者	97,200 円	8 年
	便器	・下肢または体幹機能障害 2 級以上で、原則学齢児以上の者 ・難病患者等または小児慢性特定疾病児童であって、常時介助を要する者	4,810 円～	8 年
	(手すり)		～5,400 円	
	頭部保護帽	・重度または最重度の知的障害者(児)、精神障害者で、てんかんの発作等により頻りに転倒し頭部を強打する恐れのある者 ・小児慢性特定疾病児童であって、発作等により頻りに転倒する者	13,130 円～	3 年
	歩行補助つえ (1 本つえのみ)(者のみ)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害が比較的軽度な身体障害者で、この用具の使用で歩行機能が補完される者	A(木材) 2,200 円 B(軽金属) 3,000 円	3 年
	移動・移乗支援用具	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動において介助を必要とする原則学齢児以上の者 ・難病患者等であって、下肢が不自由である者 ・小児慢性特定疾病児童であって、家庭内の移動において介助を必要とする者	64,800 円～	8 年

種 目		対象者	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> ・重度または最重度の知的障害者(児) ・上肢障害 2 級以上の排便後の処理が困難な者で、原則学齢児以上の者 ・難病患者等であって上肢障害を有する者 ・小児慢性特定疾病児童であって、排便後の処理が困難である者 	163,300 円 ～	8 年
	火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・重度または最重度の知的障害者(児) ・身体障害者手帳 2 級以上で、火災発生の感知・避難が困難な障害者等のみの世帯またはそれに準じる世帯の者 	15,500 円	8 年
	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等で火災発生の感知・避難が困難な難病患者等のみの世帯またはそれに準じる世帯の者 	28,700 円	8 年
	電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> ・重度または最重度の知的障害者 ・視覚障害 2 級以上で視覚障害者のみの世帯またはそれに準じる世帯の者 	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害 2 級以上で原則学齢児以上の者	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用 屋内信号装置(者のみ)	聴覚障害 2 級以上で聴覚障害者のみの世帯またはそれに準じる世帯の者	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等 3 級以上で腹膜透析療法を行う者で原則 3 歳以上の者	51,500 円	5 年
	ネプライザー(吸入器)	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害 3 級以上または同程度で医師、更生相談所等が必要と認められた原則学齢児以上の者 	38,880 円	5 年
	電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等であって呼吸機能に障害を有し、医師に必要と認められた者 ・小児慢性特定疾病児童であって、呼吸器機能に障害のある者 	60,910 円～	5 年
	酸素ボンベ運搬車(者のみ)	医療保険における在宅酸素療法者	17,000 円	10 年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者 ・小児慢性特定疾病児童であって、呼吸器機能に障害のある者 	170,100 円 ～	5 年
	クールバスト	小児慢性特定疾病児童であって、体温調節が著しく難しい者	22,000 円	—
	紫外線カットクリーム	小児慢性特定疾病児童であって、紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580 円	—
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上で視覚障害者のみの世帯またはそれに準じる世帯の者で原則学齢児以上の者	9,000 円	5 年
	視覚障害者用血圧計 (音声式)	視覚障害 2 級以上で視覚障害者のみの世帯またはそれに準じる世帯の者で原則学齢児以上の者	9,700 円	5 年
視覚障害者用体重計(者のみ)	視覚障害 2 級以上で視覚障害者のみの世帯またはそれに準じる世帯の者	18,000 円	5 年	
情報意識疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害または肢体不自由を有する者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する原則学齢児以上の者	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	視覚障害 2 級以上または上肢機能障害 2 級以上で原則学齢児以上の者	100,000 円	5 年

種 目		対象者	基準額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ(者のみ)		視覚障害 2 級以上で社会生活に必要な不可欠な者	383,500 円	6 年
	点字器	標準型	視覚障害を有する身体障害者(児)であって必要と認められる者	A(両面真鍮製) 10,400 円 B(両面) プラ製 6,600 円	7 年
		携帯型		A(片面) プラ製 7,200 円 B(片面) プラ製 1,650 円	5 年
	点字タイプライター		視覚障害 2 級以上で、原則として就労、就学しているか就労見込みの者	63,100 円	5 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		視覚障害 2 級以上で、原則学齢児以上の者	85,000 円	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			99,800 円	6 年
	視覚障害者用拡大読書器		視覚障害を有し、本装置で文字を読むことが可能になる、原則学齢児以上の者	198,000 円	8 年
	視覚障害者用時計	触読式	視覚障害 2 級以上 ただし、原則音声式時計は上肢障害等により触読式時計の使用が困難な者	10,300 円	10 年
		音声式		13,300 円	
	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則学齢児以上の者	71,000 円	5 年
	聴覚障害者用情報通信装置		聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円	6 年
人工喉頭	笛式	・ 喉頭摘出による音声機能喪失者 ・ 人工鼻は常時埋込型の人口喉頭使用者のみ ・ 小児慢性特定疾病児童で、人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者	5,000 円 気管カニューレ付き + 3,100 円	4 年	
	電動式		70,100 円	5 年	
	埋込型用人工鼻		~23,100 円	—	
点字図書		視覚障害を有し、点字によって情報を得ている者	既存の価格	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄尿袋	身体障害者(児)もしくは小児慢性特定疾病児童で、人工肛門または人工膀胱を造設している者	11,300 円~	—
		蓄便袋		8,600 円~	—
	洗腸用具		人工肛門を造設している者で、医師、更生相談所等が特に必要と認めた者	12,000 円	6 ヶ月
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品)		1) ①~③のいずれかに該当する身体障害者(児)であって、原則として3歳以上の者 ①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためのストーマ用装具を装着できない者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害にある者 2) 以下のア~ウの条件がいずれも該当し、更生相談所等で必要と認めた、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者であって、原則3歳以上の者 ア 自力でトイレに行けないこと イ 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと ウ 介助による定時排泄をすることができないこと	紙おむつ 12,000 円 サラシ、ガーゼ、脱脂綿 12,000 円	—
	収尿器	男性用	脊椎損傷等による排尿障害により必要と認められる者	普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円	1 年
女性用		普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円			

6. 住宅改修について

○住宅改修費の給付（居宅生活動作補助用具）

日常生活にあたり住宅に著しく支障がある場合に、段差解消など住宅環境の改善を行うために要する費用を助成します。

【対象】

下肢・体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者手帳 1～3 級（個別障害等級）の方。
ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害 2 級以上の方。

【制限】

- ・介護保険制度の「住宅改修」給付対象となる場合は介護保険制度の利用が優先
- ・原則、1 人 1 回
- ・障害者本人または世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の税額が 46 万円以上の場合は対象外

【負担】

対象工事限度額を 20 万円とし、その 1 割が原則として自己負担となる。ただし、住民税非課税世帯の場合、自己負担は無し

【手続】※あらかじめ申請が必要です。必ず工事着手の前にご相談ください。

- ・身体障害者手帳 ・工事見積書 ・工事箇所の図面や写真など
- ・年金、手当等受給金額のわかる通帳等

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 32-5067



○山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金

在宅の重度心身障害者の日常生活環境を改善するために、障害者の専用居室等を整備する場合に経費の一部を補助します。

【対象】

- ・山梨県内に住所を有し、肢体不自由による身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の所持者で、日常生活において常時介護を要する 18 歳以上の方
- ・15 歳以上 18 歳未満の方でも、その介護の実情から特に必要性の高い方は協議の対象

【制限】

- ・介護保険制度の「住宅改修」給付対象となる場合は介護保険制度の利用が優先
- ・同一建物に複数回の適用は不可
- ・協議書の提出から工事完了までが同一年度内であること
- ・対象工事と併せて同一世帯の家屋を改築または増築する延床面積が 50 m²以上となる場合、新築の場合、費用の総額が 5 万円未満の場合は対象外
- ・世帯の前年の所得税額が 287,500 円を超える世帯は対象外

【助成対象事業および補助金額】

障害者の専用居室・浴室・便所等を改造、改築または増築する事業
それぞれ工事や設備の改造箇所ごとに基準面積、基準額等が定められており、当該申請者の属する世帯の所得状況に応じて補助金額が計算される。

【手続】※あらかじめ協議書の提出が必要です。必ず工事着手の前にご相談ください。

- ・在宅重度心身障害者居室整備協議書 ・工事見積書、設計書、工事箇所の図面など
- ・身体障害者手帳または療育手帳 ・世帯全員の住民票、所得課税証明書

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 32-5067

7. 交通機関の割引等について

○JR 旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持する方やその介護者が JR を利用する場合、運賃が割引になります。

【対象】

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方と介護者

【割引率】

対象者	割引対象乗車券	割引率	備考
<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障害者とその介護者 療育手帳 A 所持者とその介護者 	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	回数乗車券は JR 線の区間に限る
<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障害者とその介護者 障害者が12歳未満の場合はその介護者のみ(第1種、第2種) 療育手帳 A 所持者とその介護者 12歳未満の療育手帳 B 所持者とその介護者 	定期乗車券	50%	小児定期旅客運賃については割引適用外
<ul style="list-style-type: none"> 第1種第2種身体障害者単独 療育手帳 A、B 所持者単独 第1種第2種精神障害者単独 	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合

【利用方法】

JR の乗車券販売窓口で、身体障害者手帳または療育手帳を見せて割引乗車券を購入
 介護者は障害者1人につき1人



○国内航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方やその介護者が国内航空を利用する場合、運賃が割引になります。

【対象】

12歳以上の身体障害者手帳または療育手帳（一部の航空事業者は精神障害者保健福祉手帳も該当）をお持ちの方とその介護者

※ 各航空事業者により割引の適用範囲や利用方法が異なります。
 詳しくはご利用の航空事業者営業所または代理店にお問い合わせください。

【割引率】

航空運送業者や路線により異なる

○県内乗合バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方が、県内を発着する路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。

※バス会社により取扱いが異なりますので、詳しくは利用するバス会社へお問い合わせください。

【対象】

対象者	取扱区間	割引率	利用方法
<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障害者 第2種身体障害者のうち12歳未満の者 療育手帳A所持者 精神障害者手帳1級所持者 	県内に発着する路線 ※イオンモール線は対象外	普通乗車券 50% 定期乗車券 30%	料金支払い時に手帳を提示
<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障害者 療育手帳B所持者 			
<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障害者 療育手帳B所持者 	本人のみ		

○市民バス料金の割引

障害者手帳をお持ちの方は甲州市民バスとデマンドバスの乗車料金が手帳の提示により割引になります。

【対象】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方

【料金】

※ 枠内は甲州市民のみ割引対象です。

	市民バス	デマンドバス
普通乗車料金	100円 付添人は免除なし	100円 付添人は免除なし
フリーパス	年齢に応じて、金額が異なるため、お問い合わせください。	1年券 10,000円 半年券 5,000円
回数券	1,000円（15枚綴り）	1,000円（12枚綴り）
1DAYパス	300円	

【窓口】 市民課 市民協働推進担当 ☎ 32-5068

○市民バス料金の免除

重度心身障害者医療費助成制度の対象となる障害を有する方は、甲州市民バスとデマンドバスが無料で利用できます。

【対象】

重度心身障害者医療費助成受給者証を交付されている方

身体障害者手帳	1～3級
療育手帳	A
精神障害者保健福祉手帳	1～2級
特別児童扶養手当対象児	
障害年金 1級・2級または障害福祉年金を受給している方	



【割引率】 100%（無料）

【手続】

重度心身障害者医療費助成受給者証を持参し、市民課の窓口で「無料乗車証」の交付を受ける。

- ・重度心身障害者医療費助成受給者証

【窓 口】 市民課 市民協働推進担当 ☎ 32-5068

○タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が割引になります。

※ タクシー会社により取扱いが異なりますので、詳しくは利用するタクシー会社へお問い合わせください。

【対 象】

対 象 者	取 扱	割引率	利用方法
・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	県内のタクシー会社	10%	乗車の際に手帳を提示

○タクシー料金の助成（福祉タクシー券）

重度障害者(児)が通院や社会参加等でタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

【対 象】

在宅の身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の所持者

【制 限】

- ・自動車税、軽自動車税の減免を受けている場合
- ・病院へ入院または施設に入所している場合

【助成および利用方法】

タクシー利用 1 回につき運賃の 600 円を助成。年間上限 36 枚のタクシー券を交付
障害者手帳提示の 10%引きと併せてタクシー券を 1 枚使用する

【手 続】

年度ごとに券が切り替わるので、毎年 4 月に申請（年度途中の申請も可。ただし交付月により交付枚数を減ずる）

- ・障害者手帳

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067



○有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。適用を受けるためには、事前の登録が必要です。

※ 車種や所有者等について要件があるので、詳細はお問い合わせください。

【対象】

対象者		所有者要件	割引率および利用方法
本人運転	身体障害者手帳所持者	本人またはその親族が所有する 自家用車	通行料金の 50% 手帳を提示または ETC 割引登録
介護者運転 (生計同一者等)	・第1種身体障害者 ・療育手帳 A 所持者	本人またはその親族、もしくは本人 を継続して日常的に介護している方 が所有する自家用車	

【制限】

- ・営業用車両は対象外
- ・割引有効期間あり（要更新）



【手続】

<ETC を利用する場合>

- ・障害者手帳 ・登録自動車の自動車検査証 ・運転免許証（本人運転の場合のみ）
 - ・ETC カード（原則として障害者本人名義のもの）
 - ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書
- * 1 人 1 台の登録となります。

<ETC を利用しない場合>

- ・障害者手帳 ・運転免許証（本人運転の場合のみ）
- ・登録自動車検査証（自動車の登録をしない場合不要）

* 親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車等でも割引を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○駐車禁止の除外

障害者手帳をお持ちの方が運転またはご家族の運転する車に同乗する場合、公安委員会が発行する標章を提示することで、歩行困難等やむを得ない理由があれば駐車禁止区域に駐車することができます。

※事前に公安委員会が発行する標章を申請していただく必要があります。（標章の発行には 1～2 週間かかります）

【対象】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者で公安委員会が必要と認めた方

※詳しい条件（障害の区分・等級等）、手続き方法については日下部警察署にお問い合わせください。

【窓 口】 日下部警察署交通課（または塩山分庁舎交通課） ☎ 22-0110

○やまなし思いやりパーキング制度

車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設、店舗等の障害者用等の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

【対象】

区 分		交付要件	申請に必要な書類 (確認書類)	
身体障害者手帳	視覚障害	4 級以上	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3 級以上		
	平衡機能障害	5 級以上		
	音声機能・言語機能または そしゃく機能の障害	対象外		
	肢体不自由	上肢機能障害		2 級以上
		下肢機能障害		6 級以上
		体幹機能障害		5 級以上
		脳病変による上肢機能障害		2 級以上
		脳病変による移動機能障害		6 級以上
内部機能障害	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸、免疫不全、肝臓機能障害	4 級以上		
知的障害		障害程度 A	療育手帳	
精神障害		1 級	精神障害者保健福祉手帳	
難病		特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者証 特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
発達障害		移動に介助者の特別な 注意が必要と認められる人	医師の意見書	
けが人		けがにより歩行が困難で車 いす、杖等を使用している人	医師の意見書	

【手続】

交付要件を確認できる書類を持参し申請

対象者の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付

【窓口】 峡東保健福祉事務所 ☎ 0553-20-2750

福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当）☎ 32-5067



8. 税の減免等について

○所得税・市県民税の所得控除

本人または扶養控除の対象となる親族に障害がある場合、所得から障害者控除の金額を差し引くことができます。

名称	対象者	所得税	市県民税
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2、3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
同居特別障害者扶養控除	扶養控除対象の親族が特別障害者で、かつ同居している場合	特別障害者控除額に 35万円加算	特別障害者控除額に 23万円加算

【手続】

確定申告(市県民税の申告)時に、該当障害者手帳を添付もしくは提示
給与所得者は年末調整において手続き

【窓口】〔所得税〕山梨税務署 ☎ 22-1411
〔市県民税〕税務課 市民税担当 ☎ 32-5069

○市県民税の非課税

本人が障害者の場合、前年の所得が135万円までは非課税になります。
障害者控除の手続きをすることで反映されます。

○自動車税・自動車取得税の減免

障害者等の積極的な社会参加のために、自動車税および自動車取得税の減免制度が設けられています。減免制度は対象者の区分により、それぞれ減免の要件や手続きが異なります。

【対象】

対象者		自動車の登録要件
本人運転	身体障害者手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が障害者本人 割賦販売の場合は所有者が販売業者等、使用者が障害者本人
家族運転 常時介護者運転	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が障害者本人または同居の生計同一者 割賦販売の場合は所有者が販売業者等、使用者が障害者本人または同居の生計同一者

※ 家族運転、常時介護者運転の申請の場合、減免申請する自動車を、もっぱら障害者等の通学・通院・通所または生業（通勤を含む）のために、3日以上もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用している状況で、「減免資格証明書」の交付を受ける必要があります。

障害区分	本人運転	家族運転 常時介護者運転
視覚障害	1～4級	
聴覚障害	2・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出に限る)	—
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1～6級	1～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1～3級
脳病変による上肢機能障害	1・2級	
脳病変による移動機能障害	1～6級	1～3級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう または直腸、小腸機能障害	1・3級	
免疫、肝臓機能障害	1～3級	
知的障害	療育手帳 A	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳 1級 ※	

※ 精神障害者保健福祉手帳においては、1級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方が対象となります。

【制限】

- ・自動車検査証に「事業用」と記載されている車およびリース車両は対象外
- ・障害者1人につき車両1台に限る
- ・障害者本人が病院へ入院または施設に入所している場合

【減免上限額】

自動車税：年税額 45,000円（グリーン化税制による重課適用の場合は51,700円）

自動車取得税：課税標準額 300万円

【手続】

税目	本人運転	家族運転 常時介護者運転
自動車税 自動車取得税	県税事務所 ・障害者手帳 ・免許証 ・自動車検査証 ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの	県税事務所 ・減免資格証明書(市福祉課発行) ・障害者手帳 ・免許証 ・自動車検査証 ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの
軽自動車税	市税務課 ・障害者手帳 ・免許証 ・自動車検査証 ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの	市税務課 ・減免資格証明書(市福祉課発行) ・障害者手帳 ・免許証 ・自動車検査証 ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの

【窓口】 山梨県総合県税事務所
税務課 市民税担当
福祉総合支援課 障害福祉担当

☎ 055-262-4662
☎ 32-5069
☎ 32-5067

9. その他の福祉制度について

○自動車燃料費の助成

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。
毎年12月号の市広報に、詳細を掲載します。

【対象】

自動車税または軽自動車税の減免を受けている方もしくはリース自動車を利用している方で、身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの所持者、またはその家族運転者として申請している方

【助成】

1月1日から12月31日までの1年間に税の減免を受けた自動車または軽自動車で消費するため購入した燃料費について

1リットルあたり：ガソリンは40円、軽油は18円（1ヶ月あたり50リットルまで）

【手続】※受付期間内に手続きをしない場合は、助成は受けられないので注意

対象期間の翌年の1月に受付会場もしくは峡東保健福祉事務所窓口および郵送で受付

- ・(宛名に助成対象者氏名が記載された)対象期間の燃料費領収書等
- ・障害者手帳
- ・印鑑
- ・自動車検査証
- ・請求者名義の通帳

※リース自動車利用の方は他に必要書類がありますので、事前にお問い合わせください。

【窓口】 峡東保健福祉事務所 福祉課 ☎ 20-2750

○介助用自動車購入の助成

在宅の身体に重度障害のある方が、車いす等を利用して移動する際に必要とする介助のための自動車をリフト付き等に改造、または改造された自動車を新規に購入する経費の一部を助成し、介助者の負担の軽減および障害者の社会参加の促進を図るもの。

【対象】

身体障害者手帳1、2級を所持し、下肢機能障害・体幹機能障害により移動に際し車いす等を使用している在宅の方

【助成】

要介助者が容易に乗降できるように自動車を改造するための費用（60万円を限度）の3分の2を助成（所得制限あり）

【手続】

自動車購入の助成を受けるには、**あらかじめ申請が必要**です。必ず**改造・購入の前**にご相談ください。
・身体障害者手帳
・見積書
・カタログ等

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○自動車改造費の助成

身体に障害のある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造する経費を助成することにより社会参加の促進を図るものです。

【対象】

上肢・体幹機能障害1、2級、もしくは下肢機能障害1～3級の方で、就労等のため自ら運転する方

【助成】

ハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成（所得制限あり）

【手続】

改造費の助成を受けるには、**あらかじめ申請が必要**です。必ず**改造の前**にご相談ください。

- ・身体障害者手帳
- ・自動車検査証
- ・運転免許証
- ・改造見積書

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○自動車運転免許取得費の助成

身体に障害のある方の運転免許取得費用の一部を助成し、就労等社会参加の促進を図るものです。

【対象】

身体障害者手帳 1、2 級を所持する方、また、体幹機能障害は 3 級以上、下肢機能障害にあつては 4 級以上の方で、就労等のため免許を取得する方

【助成】

教習所で訓練を受けた費用のうち 10 万円を限度に、その 3 分の 2 以内を助成

【手続】

免許取得費の助成を受けるには、必ず**免許取得完了前に申請**を行ってください。

- ・身体障害者手帳
- ・免許取得に係る経費の見積書
- ・運転適性検査書

【窓口】 福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○NHK 放送受信料の減免

【対象】

減免	対象者要件
全額免除	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯・世帯全員が市民税非課税の場合
半額免除	<ul style="list-style-type: none">・世帯主(受信契約者)が視覚障害、聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合
	<ul style="list-style-type: none">・世帯主(受信契約者)が 1 級または 2 級の身体障害者手帳を持っている場合
	<ul style="list-style-type: none">・世帯主(受信契約者)が A 判定の療育手帳を持っている場合
	<ul style="list-style-type: none">・世帯主(受信契約者)が 1 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合

【手続】

免除申請書に市福祉事務所長の証明を受けて、NHK 甲府放送局へ郵送

- ・障害者手帳

【窓口】 NHK 甲府放送局営業部 ☎ 055-255-2100
福祉総合支援課 障害福祉担当（または 各支所 市民福祉・地域担当） ☎ 32-5067

○避難行動要支援者名簿への登録

災害が発生または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方が、円滑かつ迅速に避難できるよう、支援を要する方の情報が名簿に登録されます。また、名簿に登録された方の同意があれば、自主防災組織など地域の支援者へ情報提供され、発災時には支援を受ける対象となることがあります。

【名簿登録対象】

- ・身体障害者手帳 1、2 級の第 1 種身体障害者療育手帳 A 判定の知的障害者
精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の単身世帯者
- ・上記以外の登録希望者

【窓口】 総務課防災危機管理室 行政・危機管理担当 ☎ 32-5041



10. 介護給付・訓練等給付および障害児通所支援について

○サービスの種類・内容

障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

【負担】

原則として費用の1割を自己負担

【手続】

まずは「福祉総合支援課 相談支援担当」に相談

調査・審査・各サービス事業所との調整を経て利用計画、個別支援計画を作成したうえで支給決定となります。

【相談】 福祉総合支援課 相談支援担当 ☎ 32-0285

<訪問系サービス>

居宅介護(ホームヘルプ)…自宅で入浴、排せつ、食事の介護、家事の支援等を行います

重度訪問介護…重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います

行動援護…自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います

同行援護…重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います

重度障害者等包括支援…介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います

<日中活動系サービス>

短期入所(ショートステイ)…自宅で介護する方が病気の場合などに、夜間も含め短期間施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います

療養介護…医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います

生活介護…常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します

自立訓練(機能訓練・生活訓練)…自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います

就労移行支援…一般企業へ就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います

就労継続支援(A型・B型)…一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います

就労定着支援…一般企業等で雇用された方が、継続して就労できるように、必要な連絡調整等を行います

<居住系サービス>

施設入所支援…障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

共同生活援助(グループホーム)…夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

自立生活援助…施設入所または共同生活援助の利用者等が、退所または退居したのち、居宅において自立した生活を送れるよう、様々な援助を行います

地域移行支援…障害者支援施設、精神科病院に入所または入院している障害者を対象に、居住の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います

地域定着支援…居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

<障害児通所支援>

児童発達支援…障害のある児童が、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受けます

放課後等デイサービス…就学している障害のある児童が、授業終了後または休業日に通い、社会との交流の促進、生活能力の向上のために必要な訓練を受けます

保育所等訪問支援…障害のある児童が通う保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います

11. 地域生活支援について

○訪問入浴サービス

日常生活のほとんどに介護を要する重度の身体障害者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。なお、介護保険制度で同様のサービスが受けられる場合は介護保険制度の利用が優先です。

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 32-5067

○日中一時支援・移動支援

日中一時支援： 障害者の家族の就労・社会的理由による保護者の不在・休息等のために、日中に限り一時的に心身障害者(児)を支援します。

移動支援： 社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動支援を行います。外出時に介助、誘導するガイドヘルプ、居宅と医療機関等目的地との間を送迎する移送サービスがあります。

【対象】

次に該当する方で、かつ、調査により利用が必要と認められた方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者(児)
- ・療育手帳の交付を受けている知的障害者(児)
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者(児)
- ・特定疾患医療を受けている難病患者
- ・医師により発達に障害があると診断された方

【負担】

原則として利用料の1割を自己負担

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 32-5067

○コミュニケーション支援

意思の疎通を図ることに支障がある方の通院や会議などの際に、手話通訳者や要約筆記者を県立聴覚障害者情報センターより派遣します。

【対象】

市内に居住する、聴覚・音声・言語機能障害のために意思の疎通を図ることに支障がある方

【手続】

直接窓口またはファックス等で、氏名・住所・連絡先・派遣希望日時、派遣場所、用件等を連絡

【窓 口】 福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 32-5067/FAX 32-5079

12. 市内・県内施設のサービスについて

○市内施設

<甲州市交流保養センター『大菩薩の湯』>

<やまと天目山温泉>

<勝沼ぶどうの丘『天空の湯』>

【対象】

身体障害者手帳 1・2 級所持者

【免除内容】

甲州市民（山梨市民含む） 温泉利用料が無料
※山梨市民以外の市外者 大人200円 小学生100円
※付添人は通常料金です。

【利用方法】

施設窓口にて障害者手帳を提示してください。

【窓口】 大菩薩の湯 ☎ 32-4126、やまと天目山温泉 ☎ 48-2000、
勝沼ぶどうの丘 ☎ 44-2111



<甲州市勝沼健康福祉センター>

【対象】

各種障害者手帳所持者

【免除内容】

- 甲州市民（山梨市民含む）
無料（介護者1人まで免除となります。）
- 市民以外の方
回数券販売：
甲州市勝沼健康福祉センター：10枚綴り5,100円に2枚無料利用券を付加する。

【利用方法】

施設窓口にて障害者手帳を提示してください。

【窓口】 甲州市勝沼健康福祉センター ☎ 44-1329

<甘草屋敷>

【対象】

各種障害者手帳所持者

【免除内容】

無料（付添人1人まで免除となります。）

【利用方法】

施設窓口にて障害者手帳を提示してください。

【窓口】 甘草屋敷 ☎ 33-5910

<宮光園>

【対象】

各種障害者手帳所持者

【免除内容】

無料（付添人1人まで免除となります。）

【利用方法】

施設窓口にて障害者手帳を提示してください。

【窓 口】 宮光園 ☎ 44-0444

<塩山 B&G 海洋センター><勝沼 B&G 海洋センター>

【対象】

各種障害者手帳所持者

【免除内容】

無料（付添人1人まで免除となります。）

【利用方法】

施設窓口にて障害者手帳を提示してください。

（勝沼 B&G 海洋センターは、6月～9月の期間のみとなります。）

【窓 口】 塩山 B&G 海洋センター ☎ 32-1596

（生涯学習課 スポーツ振興担当 ☎32-5098）

勝沼 B&G 海洋センター ☎44-1700（開設期間のみ）

（生涯学習課 勝沼生涯学習・公民館担当 ☎ 44-2100）

○県内施設

山梨県立美術館 ☎055-228-3322

山梨県立文学館 ☎055-235-8080

山梨県立科学館 ☎055-254-8151

山梨県立博物館 ☎055-261-2631

山梨県立考古博物館 ☎055-266-3881

山梨県立フラワーセンター ☎0551-25-4700

【対象】

障害者手帳所持者とその介護者 1名

【免除内容】

入館料(観覧料)が無料

小瀬スポーツ公園 ☎055-243-3111

山梨県森林公園 金川の森 ☎0553-47-2805

山梨県笛吹川フルーツ公園 ☎0553-23-4101

この他にも、さまざまな施設や料金等の障害者割引があります。くわしくは直接、対象施設や会社などにお問い合わせください。



※詳しい内容（対象者・免除内容・開館時間等）は各施設にお問い合わせください。

< 甲州市福祉事務所 >

- 甲州市 福祉総合支援課（甲州市役所 1 階 4 番窓口）

〒404-8501

甲州市塩山上於曾 1085-1

障害福祉担当 TEL 0553-32-5067
Fax 0553-32-5079

相談支援担当 TEL 0553-32-0285
Fax 0553-20-6167